

2020年3月19日

事業主 殿

※構内業者等に該当事業場がありましたらご紹介をお願い致します。

(公社) 神奈川労務安全衛  
鶴見支部 支



## 『安全衛生推進者養成』講習会の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、労働安全衛生法第12条により常時10人以上50人未満の（パートタイマー・アルバイト等を含む）労働者を使用する事業場におきましては、安全衛生推進の選任が義務づけられております。今回当支部では安全衛生推進者資格のための講習会を開催することにいたしました。

貴事業場におかれましては是非この機会に安全衛生担当者や、今後担当予定の方々など多数の方々に本講習を受講していただきますようご案内申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2020年6月16日（火）17日（水）の2日間  
1日目： 9時30分～17時10分（受付は午前9時から）  
2日目： 9時30分～15時（ " " ）
2. 場 所 （一財）鶴見商工会館 1階 会議室  
横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4  
電話 045（503）0017（事務局 電話番号）
3. 講習内容  
1）安全管理（2H） 2）関係法令（2H）  
3）危険性又は有毒性の調査及び  
その結果に基づき講ずる処置等（2H） 4）作業環境管理及び作業管理（2H）  
5）健康の維持促進対策（1H） 6）安全衛生教育（1H）
4. 受講料  
会員・一般 1名につき 11,410円  
（受講料 9,980円・テキスト代 1,430円 共に税込10%）  
※講習会当日の欠席、キャンセルの場合は受講料は返金しませんのでご了承下さい。
5. 修了証 後日、事業場様宛『終了証』を郵送致します。
6. 定 員 42名（定員になり次第〆切とさせていただきます。）
7. 持参品 筆記用具

※ 受講終了証に記載する「氏名・生年月日」の確認のため受講当日に本人確認をさせていただきます。

受付の際に運転免許証・健康保険証（公的書類）で確認を致しますのでご提示ください

8. 申込方法

- ①申込書に必要事項をご記入の上、FAXし受講料を6月9日までにお支払い下さい。
- ②銀行振込の場合は事前に申込み可否状況をお確かめの上、6月9日までにお振込下さい。
- ③申込後に受講を取りやめる場合は、前日までに事務局にご連絡ください。受講料は返金します。但し銀行等への振込返金時は手数料を除いた金額となります。  
前日までにご連絡のない場合は受講料の返金はございませんのでご了承下さい。

◎ (公社) 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部  
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-26-4  
TEL. 503-0017 FAX. 505-3411

◎ 横浜銀行鶴見支店  
口座名 神奈川労務安全衛生協会鶴見支部  
口座番号 (普通) 0064420  
<振込手数料は貴社負担にてお願いします>

FAX 送信票

2020年 月 日

鶴見支部 事務局  
(FAX 045-505-3411)

「安全衛生推進者養成」講習会申込書

(ふりがな) 受講者氏名(はっきり)	受講者住所・TEL	生年月日 (西暦表記)
	〒 TEL	. . .
	〒 TEL	. . .
事業場名		
所在地	〒	
連絡担当者氏名	所属	
TEL	FAX	
受講料の支払について、下記にご記入願います	該当するところを○で囲んでください。	
	会員(会員NO ) 一般	
名分	円を 2020年 月 日	① 銀行振込 ②事前に鶴見支部へ持参

※ご記入いただいた個人情報につきましては鶴見支部が責任を持って管理し他に使用いたしません。